

令和5年6月9日 経営継承・発展等支援事業質問まとめ

No	質問内容	回答
1	経営発展計画の経営面積に記載する面積に、遊休農地も記載するとご説明くださったかと思いますが、どのように記載すればよろしいですか？	例えば、品目の箇所に遊休農地と記載し、その面積を記載するなどの対応をお願いします。
2	個人の場合、先代も青申をしている必要がありますか？	青色申告が要件になっているのは補助対象者（後継者）のみです。【公募要領2ページ】
3	1 経営体あたりの付加価値額の計算方法（個人の場合）ですが、収入総額から、決算書の「③⑥差引金額」を引き、「②②雇入費」を足した金額という事でよろしかったでしょうか。また、収入総額に、当補助金は含まれますか。	個人の場合、決算書の③⑥差引金額に、②②雇入費を足して算出します。【補助事業の手引き26ページ】
4	畜産農家で、牛の頭数をふやすことそのものは、対象外という認識で合っておりますか？	生物の購入費は補助対象経費として認められません。（ただし、新たな品種・作物・部門の導入、新商品の開発の取組として購入する場合を除きます。）【補助事業の手引き24ページ】
5	開業届の届け出の区分欄に受けた先の氏名・住所の記載がない場合はどう証明すればいいでしょうか。	先代事業者の廃業届を求め経営を引退した事実を証明いただき、後継者の営農場所が同一で経営継承していることをご確認ください。

6	継承者が認定農業者になる必要がありますか？	<p>補助対象者（継承者）が申請時点で認定農業者であることは要件ではありませんが、地域農業の担い手として今後認定農業者になることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、補助対象者は、令和4年1月1日から経営発展計画の提出時まで中心経営体等である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けていることが要件の一つになります。</p> <p>中心経営体等には以下が該当します。</p> <p>①地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。</p> <p>②実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者</p> <p>③市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者</p> <p>【説明会資料2，9ページ】</p>
7	先代が家庭菜園として経営している農地も引き継ぐ必要はありますか	<p>補助要件の一つとして、主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく減少していないこと、と定めています。</p> <p>家庭菜園であり、生産基盤や経営規模等が著しく減少していない（経営の一部を廃止・縮小していない）と判断できる場合は引き継ぐ必要はないと考えられます。</p> <p>【公募要領2ページ】</p>
8	法人設立とともに経営継承する場合、法人設立日＝開業日（経営継承日）でよろしいでしょうか。	<p>経営継承年月日については、法人の場合は代表者に関する変更登記（設立登記）をした年月日を記載ください。</p> <p>【手引き20ページ】</p>
9	ポイントの「8 経営発展の取組」において、1つの項目に注力して取り組みたいという場合は、ポイントの配分は無し、という理解で合っていますか。	<p>2項目以上に取り組む場合に当該項目の点数が付与されます。【公募要領22ページ】</p>

10	<p>計画における継承した資産の概要について、資産を継承したことの確認はどのようにすればよろしいですか？また特に農地について、申請時点で利用権設定や所有名義変更などがされていないと対象外でしょうか</p>	<p>生産基盤や経営規模などについては、申請者への聞き取りなどにより確認するほか、必要に応じて青色申告で必要となる固定資産台帳、耕作証明書、売上台帳などにより確認します。【経営発展支援事業に関するQ&amp;A III Q1】</p>
11	<p>経営継承時に法人化した場合、例えば令和4年8月に法人化し、1～7月は先代事業主、8月以降は法人で決算している場合、先代事業者の決算書は前年の令和3年度の決算書を添付すればよいですか？</p>	<p>令和3年度の決算書を添付願います。</p>
12	<p>集落営農の代表の変更し前の代表者が構成員がそのまま組織に残った場合本事業の対象となりますか？</p>	<p>主宰権が継承者に移譲されてる場合、前の代表者が構成員だとしても補助対象となります。</p>
13	<p>法人登記簿上、後継者が代表取締役役に就任しているが、先代農業者が代表取締役を重任している場合は対象となるか。</p>	<p>主宰権が移譲しているとは言えないため補助対象となりません。</p>
14	<p>付加価値額の目標について、毎年度目標数値を正の値にする必要がありますか？例えば、1年度目の付加価値額目標が負の値でも3年度目の付加価値額の付加価値額が継承時からプラスになっていればOK？（例：継承時の付加価値額400万、1年度目380万、2年度目400万、3年度目420万）</p>	<p>「経営継承時から目標年度までの増減率」が正の値になっている必要があります。【補助事業の手引き48ページ】</p>
15	<p>配分基準表の女性の取り組みにおいて、部門間の経理は区分されていないと対象にならないか。また、その際の証拠書類としてGAPの審査時の書類でよいか。</p>	<p>法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者である場合、点数配分の対象になります。もしGAPの審査書類等で部門責任者が女性と判断できる場合は当該書類を用いることに問題ありません。【公募要領20ページ】</p>

16	経営継承がR4年1月1日の場合、継承時の付加価値額は、R3年分の所得になるのでしょうか？	ご認識のとおり、継承前に先代が直近で申告した1期分の決算書にて所得を計算してください。
17	パイプハウスの導入や灌水装置の導入は補助事業対象となりますか？	⑪省力化・業務の効率化、品質の向上、⑫規格等の改善、⑬防災・減災の導入などの取組を行う際の（本事業の追行に必要な）機械装置等費は補助経費の対象になります。 【公募要領5ページ】 【補助事業の手引10ページ】
18	法人継承だが、先代は法人認定農業者でない。問題あるか？	補助対象者は、令和4年1月1日から経営発展計画の提出時まで中心経営体等である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けていることが要件の一つになります。 中心経営体等には以下が該当します。 ①地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。 ②実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者 ③市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者 【説明会資料2ページ】
19	経営概要の雇用者数の記載は決算書の数字から拾うのでしょうか。雇用契約書により確認が必要でしょうか。成果目標欄は、雇用契約書による確認が必要となっています。また、専従者は含まないという認識でよろしいでしょうか	経営概要の雇用者についての書類の指定はありませんが、雇用契約など客観的な資料でわかれば問題ありません。また、青色事業専従者は雇用者に含まれません。

20	施工費は補助対象となりますか？	<p>外注費：事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（新商品の開発等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）として施工費が補助対象となる場合があります。</p> <p>【公募要領 7ページ】</p>
21	<p>個人の場合で、農業以外の事業について開業届を既に提出していることから、開業届を提出する必要がなく、また先代についても同様に農業以外の事業をしており廃業届を提出する必要がない場合、どうしたらよいですか？</p>	<p>開業届等（開業・廃業等届出書、登記事項証明書、確定申告書その他関係書類）により確認することとしています。</p>
22	後継者が、専従者給与をもらっていても補助対象となりますか？	<p>後継者が、経営継承前に専従者給与を貰っていたとしても、補助対象者となります。</p>
23	<p>3年度目が目標年度となりますが、最終年度時点で体調不良等で経営面積の拡大ができないという場合、どういった取り扱いになるのでしょうか？この先、拡大が厳しいという判断になった場合は？</p>	<p>やむをえない事情が発生した場合、連絡をお願いします。</p>
24	<p>今年度に入って経営権を継承した場合、継承者の名義での青色申告書は提出できないと思われませんが、どうしたらよろしいでしょうか。</p>	<p>継承者が青色申告者であることの要件は、「青色申告承認申請書」で確認するので、実際に申告した書類は不要です。</p> <p>なお、農業所得や付加価値額の値に用いるため、継承時点の直近における先代事業者の青色申告書類は提出いただきます。</p> <p>【補助事業の手引き30～31ページ】</p>

25	配分基準表の4農業所得の水準について、基本構想に定める目標とすべき所得水準額とあるが、どこに掲載されているものか教えていただければと思います	「基本構想に定める目標とすべき所得水準額」とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、市町村がそれぞれ定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に記されたものになります。
26	継承準備中に先代が死亡した場合、直ちに後継者が継承すれば対象となるという理解でよいでしょうか。	令和4年1月1日から経営発展計画の提出時までに中心経営体等である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けていれば対象となります。
27	二次募集があった場合、事業実施期限は、一次募集と同じ令和6年3月10日までですか。	二次募集を行う場合においても、事業実施期限は令和6年3月10日です。
28	経営継承時が令和4年1月1日であった場合、付加価値額の目標1年度目は令和3年中のもの、2年度目は令和4年度中のもので、すでに確定申告済の数字を記載するという点で間違いはないですか？	目標1年度目に記載をするのは事業実施年度(令和5年度)の目標値、2年度目には令和6年度、最終年度には令和7年度の目標値を記載願います。
29	事業提案書の提出は、メールではダメなのでしょうか	事業書等の電子データを保存した電磁的記録媒体について、郵送での提出をお願いします。【公募要領12ページ】
30	経営発展計画5 成果目標の設定(2)ア経営面積について質問です。令和5年5月に新しく使用貸借で契約を結んだハウスは、現状の経営面積に含まれますか。	経営面積欄は申請時点における経営面積を記載してください。【交付規則27ページ】
31	食料システム法に係る環境負荷低減事業実施計画の認定を受ける見込みがあることを客観的に示す書類の具体例があれば教えてください。	例えば、認定申請をした同計画書の写しを提出ください。